

西大路地区

バリアフリー移動等円滑化基本構想(素案)

御意見の募集(パブリックコメント)について

平成 28 年 12 月 発行



京都市

西大路地区において「重点整備地区」※の範囲やバリアフリー化計画の概要を記載した「バリアフリー移動等円滑化基本構想」(素案)について、皆様からの御意見を募集いたします。

※重点整備地区：駅やその周辺道路等について重点的にバリアフリー化を行う地区

募集期間 平成 28 年 12 月 15 日(木)～平成 29 年 1 月 23 日(月)

ホームページからご覧になれます。

歩くまち 京都

検索

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000210089.html>



パコメくん

パブリックコメントのページへ



歩くまち京都推進室

●「重点整備地区」について

バリアフリー化の計画を検討する重点整備地区の区域は、次のとおり設定します。

①「生活関連施設」※の設定

※旅客施設(駅)及びその周辺にあり、多くの高齢者や障害のある方などが徒歩や車いすにより利用される施設

(右図の青色の枠で囲った施設)

②「生活関連経路」※の設定

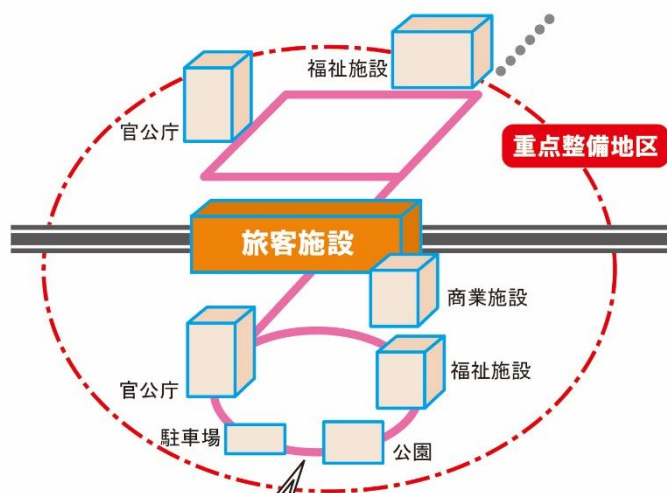
※「生活関連施設」相互を結ぶ道路のうち、重点的にバリアフリー化を行う道路

(右図のピンク色の道路)

③「生活関連施設」及び「生活関連経路」を含む範囲を「重点整備地区」の区域とします。

(右図の赤色の一点破線で囲った範囲)

重点整備地区におけるバリアフリー化のイメージ



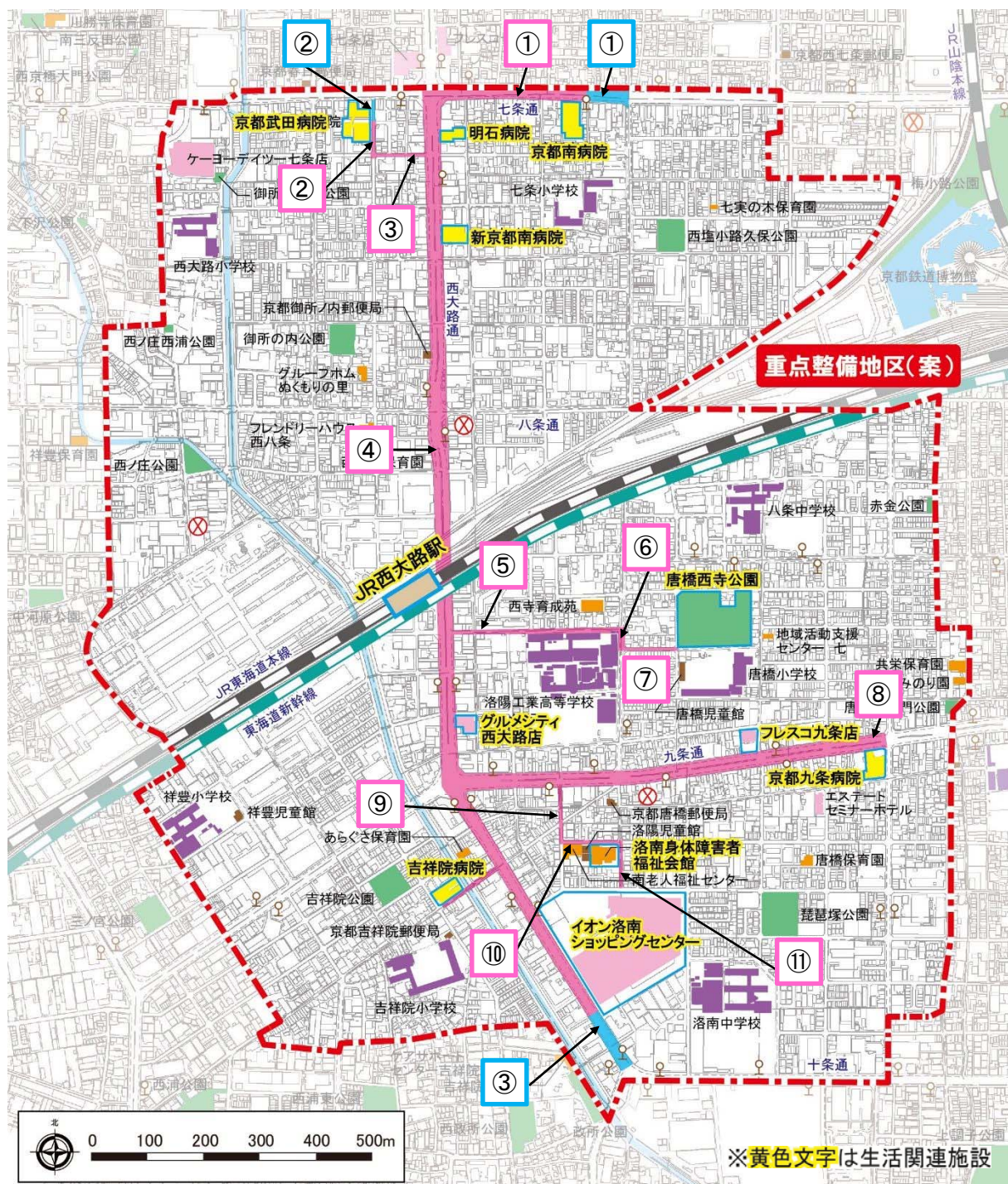
旅客施設、路外駐車場、都市公園、建築物を結ぶ経路のバリアフリー化を推進

生活関連施設(旅客施設、路外駐車場、都市公園、建築物)
生活関連経路(生活関連施設間の経路)

バリアフリー化の概要等は、2ページ以降をご覧ください。

西大路地区

●「生活関連施設」、「生活関連経路」及び「重点整備地区」の区域



凡 例			
福祉施設	文化・観光施設	公共サービス施設	重点整備地区
医療施設	公園	交番	生活関連施設(案)
教育施設	商業施設等	バス停	生活関連経路(案)
			その他経路(案)

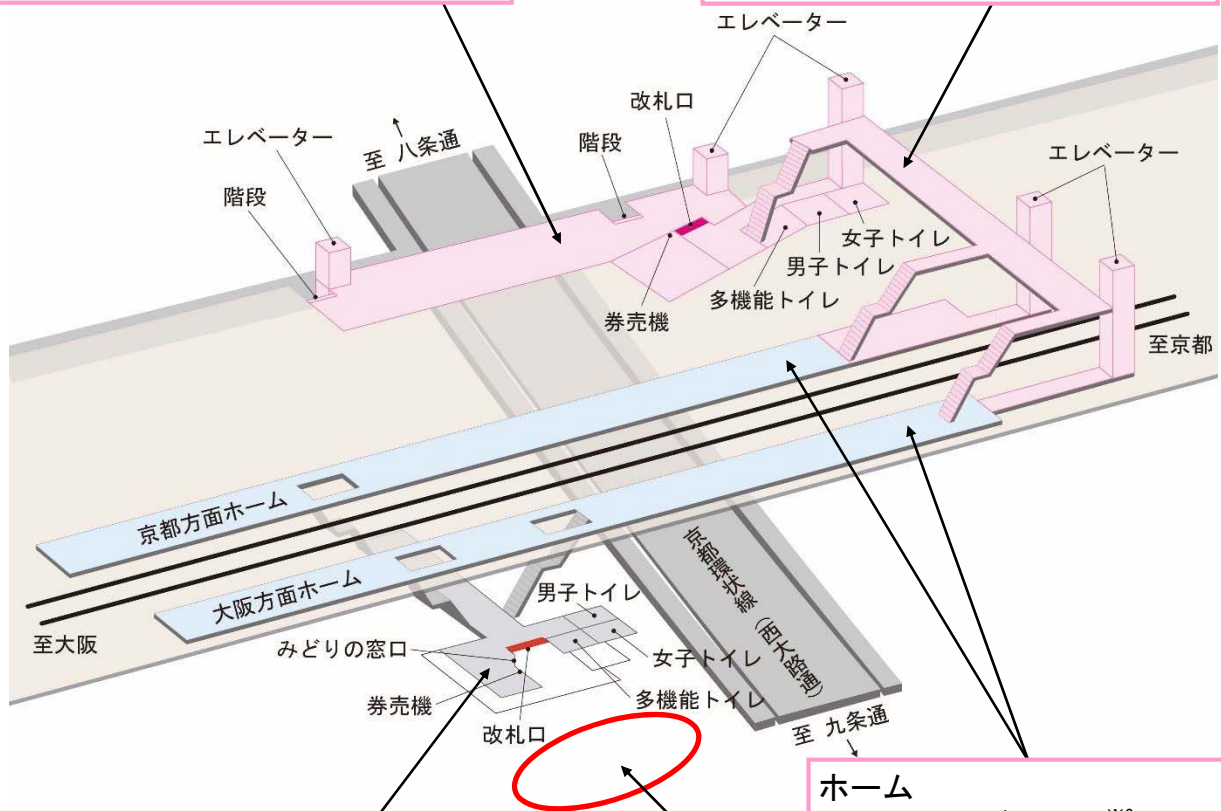
●西大路駅のバリアフリー化の概要

北側駅前

- ・階段の新設
- ・エレベーターの新設（2基）

北側駅舎

- ・多機能トイレ※¹の新設
- ・エレベーターの新設（3基）
- ・幅広改札口※²の新設



南側駅舎

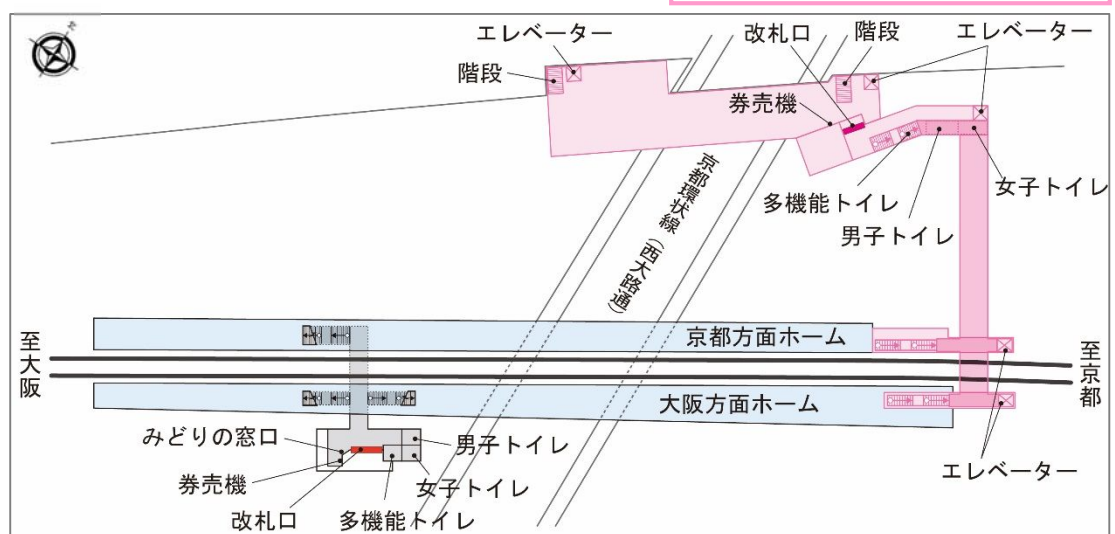
- ・様々な設備の改善の検討

ホーム

- ・内方線ブロック※³の新設
- ・ホーム屋根の新設

南側駅前

- ・歩行空間の確保の検討



注) 現在の南側駅舎でのバリアフリー化施設などによる設備改善については、新幹線橋脚の影響による構造上の制約からバリアフリー経路の確保ができないことや、現在の朝夕の混雑状況からすると工事中の御利用者の安全性が確保できないなどの課題があり、現状での整備実現は困難な状況です。

今後、今回の計画により、まず、北側駅舎を整備し、御利用者の分散化が図られれば、その後の流動状況を踏まえた南側駅舎の設備改善について引き続き検討してまいります。

●バリアフリー化事業の内容等

事業名 (事業主体)	施設／経路	事業内容	備考
公共交通 特定事業 ※4 (JR 西日本)	西大路駅	北側駅舎 ・多機能トイレの新設 ・エレベーターの新設 (3 基) ・幅広改札口の新設 ホーム ・内方線ブロックの新設 ・ホーム屋根の新設	平成 32 年度末までに実施
道路特定事業 ※5 (国, 京都市)	生活関連経路 ①④⑥⑧ その他経路①③	段差, 勾配の改善	平成 32 年度末までに実施
	生活関連経路 ②③⑤⑦⑨⑩⑪ その他経路②	歩行空間の明確化	
その他の取組 ※6 (JR 西日本, 京都市)	西大路駅	南側駅舎 ・様々な設備の改善の検討	継続して取組を実施
	西大路駅前	南側駅前 ・歩行空間の確保の検討	
		北側駅前 ・階段の新設 ・エレベーターの新設 (2 基)	平成 32 年度末までに実施

注) 事業内容等は現時点での考え方であり, 今後の検討の中で変更となる場合があります。

用語解説

※1 多機能トイレ

車いすで利用できる広さがあり, 手すり及びオストメイト対応設備等を備えており, 高齢者や障害のある方等, 多様な方が利用できるトイレのことです。



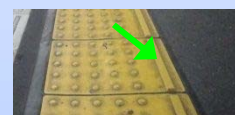
※2 幅広改札口

車いすやベビーカーの方などでも通過しやすいように, 通常よりも幅を広くした改札口です。



※3 内方線ブロック

ホームからの転落防止のために設置する線状ブロックのことで, 視覚に障害のある方が, ホームの内側を足で判別できるようにしたものです。



※4 公共交通特定事業

鉄道事業者などの公共交通事業者が, エレベーターの整備等により, 駅などのバリアフリー化を実施するための事業です。

※5 道路特定事業

道路管理者 (京都市等) が, 歩道の段差や勾配の改善等により, 「重点整備地区」内の道路のバリアフリー化を実施するための事業です。

※6 その他の取組

「重点整備地区」内において実施される他の事業やソフト施策等の取組です。

「みやこユニバーサルデザイン推進指針」及び「心のバリアフリーハンドブック」に基づくソフト対策の推進

「心のバリアフリー」の推進

市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を推進するため、公共交通事業者、行政機関などが連携し、広報啓発や教育・研修等を実施します。

「情報バリアフリー」の推進

バリアフリー情報などの提供は、複数の手段によりわかりやすく、様々な方からの意見や提案を施策や事業に反映させるなど、すべての人にとってわかりやすい情報として提供するため、「情報バリアフリー」を推進します。

その他のバリアフリー化の取組に関する概要

交通安全施設

京都府公安委員会は、今後、交通安全特定事業を実施するための計画（交通安全特定事業計画）を策定し、「重点整備地区」内の交通安全施設などのバリアフリー化を図ります。

路外駐車場

路外駐車場管理者は、駐車場法等に基づき路外駐車場を設置するときは、「路外駐車場移動等円滑化基準」、「京都府福祉のまちづくり条例」及び「京都市人にやさしいまちづくり要綱」に基づき、バリアフリー化を図ります。

都市公園

公園管理者は、「重点整備地区」内の都市公園において、維持管理などを行う中で設備の改善を図るなど、長期的な取組としてバリアフリー化を図ります。

建築物

建築主は、建築物の建築に当たり、「バリアフリー法」や「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づき、バリアフリー化を図ります。また、京都市は、バリアフリー化の推進に当たり、適切な助言・指導を行うとともに、「みやこユニバーサルデザイン推進指針」の考え方に沿った基準を満たした建築物を顕彰します。

バリアフリー化事業完了までの流れ

平成 28 年度

市民意見募集
(パブリックコメント)

第 3 回連絡会議
(平成 29 年 2 月頃)

移動等円滑化基本構想策定
(平成 29 年 3 月頃(予定))

平成 29 年度以降

特定事業計画の作成

- 公共交通特定事業計画
- 道路特定事業計画
- 都市公園特定事業計画
- 交通安全特定事業計画

事業着手

バリアフリー化整備の実施

事業完了

(目標年次：平成 32 年度)

その他の取組

- ・道路の改修や維持管理等における道路環境の改善
- ・ソフト対策の推進による長期的な取組など

発行：京都市都市計画局歩くまち京都推進室

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-3483 FAX 075-213-1064



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

